

令和6年度 法令遵守審査会から是正措置等の意見を付した報告のあった案件

	通報概要	審査会による意見概要	本市の対応
1	①職位への適性不足について ②SNSの利用について	①一定の通報内容は認められるため、その職位において求められる業務遂行が達成できるよう、適切できめ細やかな人員配置に努めるべきである。 ②事務室内の写真をSNSに投稿していたものの、情報流出は認められず守秘義務違反があったとまでは言えないと考えるが、SNS利用に係る服務規律の徹底について、今一度職員全体に周知することが望ましいと考える。	①職務経験や知識、実績、現在の職責や年数、業務の状況を総合的に考慮して、より一層の適材適所な人事配置に努める。 ②SNS利用に係る服務規律の徹底について、職員全体に周知する。
2	始業時間前の準備行為が勤務時間に算入されていないことについて	消滅時効も考慮して、遡って超過勤務手当等の正当な労務提供の対価を支給する等の是正措置を取るべきである。	始業時間前、終業時間後の行為も労働時間とし、3年間遡って適正な手当を支給する。
3	時間外勤務中の不適切な行為（喫煙）について	当該行為があったと認めることはできなかったが、喫煙のルール等の基本的な服務規律について、職員に対し周知することが望ましいと考える。	喫煙のルールや時間外勤務は適正に行うこと、業務終了後不必要に庁舎に滞在しないようにすること等、基本的な服務規律について、全職員に対して周知する。